

政令第二十九号

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第六条の四第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第一号及び第二百二十四条の三、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百二十二条第一項、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第六十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「第二条第五項」の下に「（同法第十条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）」を加え、「同法第八条第二項」を「国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第八条第二項」に改め、「（昭和二十六年法律第二百九十九号）」を削り、「該当するものを除く。」の下に「若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十

五年法律第七十八号) 第二条第四項(同法第十一条及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)に規定する配偶者同行休業、国会職員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第八十号) 第二条第三項に規定する配偶者同行休業若しくは裁判官の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第九十一号) 第二条第二項に規定する配偶者同行休業」を加える。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の五の次に次の一号を加える。

四の六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号) 第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者

第二条第一項第五号中「前号」を「前二号」に改め、同条第二項第二号中「第七条第一項」の下に「又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第七条第一項」を加える。

第四十四条の五第一項中「若しくは第四号の五」を「、第四号の五若しくは第四号の六」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者

第四十三条第一項中「前条第五号」を「前条第八号」に改める。

（児童手当法施行令の一部改正）

第四条 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第四号の五」を「、第四号の五及び第四号の六」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第五条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定す

る配偶者同行休業をしている者

附 則

この政令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行する。

理由

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令について退職手当の調整額の算定対象期間から配偶者同行休業期間を除く等、関係政令の規定の整備等をする必要があるからである。